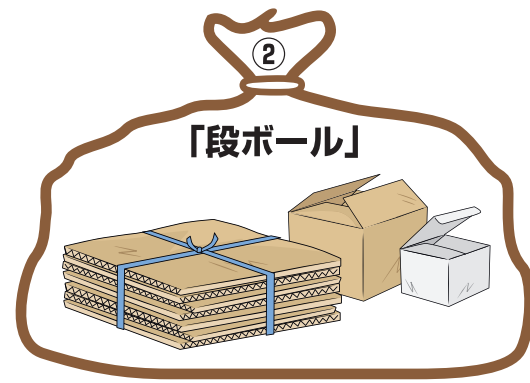


【古紙の分類】

雑がみ、段ボール、新聞・チラシ、雑誌、紙パックなどが、古紙の対象となります。



※指定ごみ袋はありません。

雨天でも収集しますので、「資源ごみの日」に朝8時までに出してください。



注意点

・紙以外のビニール、金属、粘着物は、取り除いてください。

・①～⑤は、それぞれ分類し、束ねて、ひもで縛るか透明もしくは半透明な袋に入れてください。雑がみの出し方は、P14をご参照ください。

《雑がみに該当する紙類》

雑がみには封筒・菓子類・食品類・医薬品類・ティッシュペーパーなどの箱やノート、カレンダーなど、様々な紙製品が対象となります。

主な品目



- 封筒 (ビニールの窓が、ついている場合は取り除く)
- のし紙、のし袋、包装紙
- 便箋、はがき、紙袋 (持ち手が、紙製以外の場合は取り除く)
- アルミホイル・ラップの箱 (カッター部が、金属の場合は取り除く)
- ティッシュペーパーの箱 (取り出し口のビニールは取り除く)
- アルミホイル・ラップ・トイレットペーパーの芯
- 学校のプリント、ノート (ノートの表紙が、プラスチックの場合は取り除く。リング等の金属がついている場合も取り除く)
- 画用紙、カレンダー、ポスターなど (カレンダーのカッター部が、金属の場合は取り除く)
- 菓子類・食品類・医薬品類の箱
- たばこの箱 (外側のフィルムや中の銀紙は取り除く)
- 菓子折りの箱、台紙、中仕切り

《雑がみに該当しない紙類》……………燃やせるごみ

感熱紙、複写式の伝票、使用済ティッシュなどは雑がみではなく、「燃やせるごみ」となります。また、紙製容器包装リサイクルマークが付いているものでも下記の製品は対象になりませんので、ご注意ください。

燃やせるごみ



- ・感熱式及び複写式の用紙 (レシート、ファックス用紙、領収書など)
- ・裏カーボン紙 (宅急便の複写式伝票など)
- ・防水加工の施されている紙袋・ポスター、(ビニール等の表面加工がされている物など)
- ・防水加工の施されている紙製容器 (カップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム等の容器など)
- ・臭いが染み付いている紙 (石鹸の個別包装、紙製の洗剤容器、お線香等の箱など)
- ・圧着はがき
- ・水や油の付いた紙 (使用済みのティッシュペーパー、キッチンペーパーなど)
- ・金、銀、アルミなどの加工された紙
- ・写真等の印画紙 (インクジェットプリンタ用光沢紙など)
- ・シュレッダーで裁断した紙

※これらの紙類も資源ごみとして取り扱う自治体はありますが、滝川市では、こうした防水など特殊な加工を施している紙は、リサイクルが困難なため、取り扱いできません。